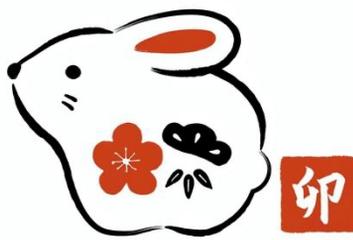


# 新年 あけまして おめでとうございます

謹んで新年のお慶びを申し上げます。  
 旧年中は大変お世話になり、  
 ありがとうございました。

本年も、社員一同、  
 皆様のお力になれるよう  
 頑張っております。

ご愛顧の程よろしくお願いたします。



世界情勢が混沌とする中で、なかなか明るい話題が見出しにくいのですが、まさに今、明治維新や太平洋戦争後の時代のように、世の中そのものの秩序や仕組みが大きく変わろうとしている、あるいは変わらなければならない時代になっているのかもしれない。

とくに2023年からは、その大きな荒波の中で経済は衰退傾向が予測され、これまでにない厳しい状況を迎えることが予測されています。こうした状況の中でも、私たち自身がアンテナを高くし、様々な状況の変化にあわせて生きていくことが必要です。従来の考え方に固執せず、柔軟な思考で新しい時代に希望をもって、向き合っていきましょう。

## 2023年の干支は癸卯(みずのと・う)

さて、今年は60干支でいうと、「癸卯(みずのと・う)」となります。干支は10種類の十干(じっかん)と、12種類の十二支の組み合わせで60種類が存在し、60年で一巡しています。では、この「癸卯」が表す意味は、どんな意味があるのでしょうか？

まず「癸」は、生命のサイクルを10段階であらわす十干(甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛・壬・癸)の10番目、生命の循環で言えば最後に位置し、次の生命を育む準備が完了した状態を表しています。また、陰陽五行思想では、五行の「水の陰」をあらわしており、静寂、堅守、停滞、冬の象徴ですが、やや控えめな状態です。小寒、閑静、渋滞といったことをあらわしており、要は、まだ固いが少し動きが出てきた状態といったところのことです。

次に「卯」は十二支の4番目に位置し、草木が地面をおおうようになった状態を表し、萌え出る春のイメージです。陰陽五行思想では、「木の陰」に分類されますが、五行の「木」は成長、発育、誕生、春の象徴であり、「卯」は、控えめに成長することを表しているのです。

これらが十干と十二支、それぞれ意味するところですが、問題は組み合わせです。五行では関係性によって、お互いを打ち消し合ったり、強め合ったりといったことが起きるからです。

2023年の「癸」と「卯」の関係は、「水生木」の「相生」と呼ばれる組み合わせです。これは水が木を育み、水がなければ木は枯れる。つまり「癸」が「卯」を補完し生かす関係です。このように2023年の干支「癸卯」を「陰陽五行思想」で読み解くと、「寒気が緩み、萌芽を促す」、厳冬が去り春の兆しが訪れたことを表していることが分かります。

新しい時代に向かって、しっかりと準備をして日々邁進していきましょう。

### CONTENTS

新年のご挨拶…………… P.1  
 2023年の干支は  
 癸卯(みずのと・う)…………… P.1  
 贈与税の暦年課税と  
 相続時精算課税制度の見直し… P.2  
 インボイスの負担軽減措置…………… P.3  
 所得・消費・贈与税  
 確定申告の準備はお早目に！… P.3  
 2022年分の所得税  
 確定申告書の様式が変更…………… P.4  
 2023年1月～3月度の  
 税務スケジュール…………… P.5  
 今月の名言録…………… P.6  
 無料相談会実施中…………… P.6  
 ASAKからのお知らせ…………… P.6

最新情報は  
ASAKのTwitter(ツイッター)も  
 ご利用ください！

随時更新しますので  
 フォローして下さい！



## 贈与税の暦年課税と相続時精算課税制度の見直し

年末に公表された「2023年度税制改正大綱」により、贈与税の「暦年課税」と「相続時精算課税」の制度が見直されました。



### ◆ 暦年課税における相続前贈与の加算の対象年数を7年に延長

現行、相続開始前3年以内に受けた贈与は、相続財産に加算することとなっています。暦年課税(※)においても、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、相続財産に加算する期間を7年に延長します。なお、その際に、過去に受けた贈与の記録・管理に係る事務負担を軽減する観点から、延長した期間(4年間)に受けた贈与のうち100万円までは、相続財産に加算しないこととしています。

### ◆ 相続時精算課税制度における基礎控除額(110万円)の新設

相続時精算課税制度(※)は、2003年度に、次世代への早期の資産移転と有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から導入されたものです。この制度を選択後は、生前贈与か相続かによって税負担は変わることなく、資産移転の時期に中立的な仕組みとなっています。今回の改正では、暦年課税との選択制は維持しつつ、同制度の使い勝手を向上させています。具体的には、申告等に係る事務負担を軽減する等の観点から、相続時精算課税においても、暦年課税と同水準の基礎控除(110万円)を創設します。これにより、相続時精算課税を選択しても、暦年課税同様に控除枠を活用することができ、次世代に資産を移転しやすい税制となります。

(注)上記2項目は、2024年1月1日以後に、贈与により取得する財産にかかる相続税・贈与税から適用されます。

### ◆ 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長

#### (1) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長します。

- ① 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。
- ② 受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとする。
- ③ 本措置の対象となる教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等を加える。

#### (2) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

受贈者が50歳に達した場合等において、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に、贈与税が課される場合は、一般税率を適用することとした上、その適用期限を2年延長します。

(注)上記の教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置改正は、2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。

### ※ 暦年課税と相続時精算課税

- 暦年贈与とは、一般贈与とも呼ばれるもので、1暦年を単位に贈与税額を計算する方法です。1人あたり年間110万円までの贈与は非課税になる基礎控除があり、この基礎控除を利用して、毎年110万円ずつ贈与することで、相続財産を減らすことができます。
- 相続時精算課税制度とは、この制度を選択すると、2,500万円まで非課税で贈与できる制度です。通常の贈与では、1度に2,500万円を贈与すれば810万円もの贈与税がかかりますが、この相続時精算課税で同じ金額を贈与すれば贈与税は0円です。ただし税金がまったくかからないわけではなく、相続時には税額が精算されるので、贈与した財産については相続税の計算に含まれます。なお、暦年課税との併用はできません。

## インボイスの負担軽減措置

同じく「2023年度税制改正大綱」により、今年の10月1日からスタートする消費税のインボイス制度の円滑な実施に向けた所要の整備として、見直し案が示されています。



### ◆ 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

免税事業者が課税事業者を選択した場合、納税額を売上税額の2割に軽減する負担軽減措置を3年間講じられます。基準期間(前々年・前々事業年度)の課税売上高が1,000万円以下である者を対象とし、インボイス制度の開始から2026年9月30日の属する課税期間まで適用できることとなります。

また、この適用に当たっては、事前の届出を必要とせず、申告時に原則通りの処理をすべきか、この負担軽減措置を選択すべきか、判断した上で選択適用できることになるとのことです。簡易課税制度のように、売上・収入の業種区分の仕訳も不要であり、単純に売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となるため、簡易課税制度に比べても、大幅に事務負担が軽減されます。

### ◆ 中小事業者等に対する事務負担の軽減措置

基準期間(前々年・前々事業年度)における課税売上高が、1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても、帳簿のみで仕入税額控除を可能とされます。

また、売上高1億円超の場合でも、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が、5,000円以下であれば同措置の対象とする方向です。

### ◆ 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

少額な値引き等(1万円未満)については、返還インボイスの交付を不要とされます。

これは、決済等の際に、買手側の都合で差し引かれた振込手数料相当額やその他の経費を、売手が「売上値引き」として処理する場合に、その都度、返還インボイスの交付を義務付けられると新たな事務負担になるとの懸念の声があったことに対応するものです。事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、値引き等が少額(1万円未満)である場合には、返還インボイスの交付が不要となります。

## 所得・消費・贈与税 確定申告の準備はお早目に！

2022年度の個人所得税・消費税・贈与税の確定申告がはじまります。確定申告をされる方は、お早めに資料のご準備が必要です。申告期限は、所得税・贈与税の申告・納付は、2023年3月15日(水)まで、消費税等の申告・納付は、2023年3月31日(金)までです。

昨年度に当事務所にて申告させていただいた方には、個別に各担当者からご連絡させていただきます。(2023年1月中頃予定)

また、新規にご希望の方がおみえになりましたら、お早めにお知らせください。なお、住宅ローン控除や医療費控除など税額還付が可能な申告について、過年度についても5年分は手続き可能なので、あきらめずにご確認ください。



### 確定申告が必要な方

- ① 事業所得や不動産所得がある方
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ③ 給与所得者で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- ④ 給与を2か所以上から受けている方
- ⑤ 土地や建物を売却された方
- ⑥ 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- ⑦ 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収をされている方は不要です)
- ⑧ 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の利益と相殺できます) など

2月16日(木)  
スタート！

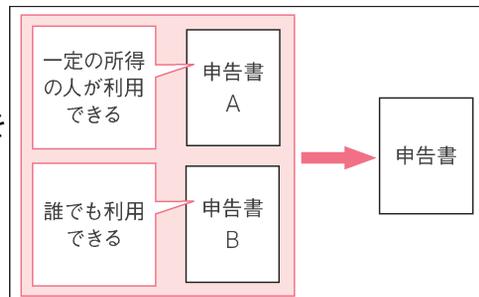
# 2022年分の所得税確定申告書の様式が変更

2022年分の所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ)の確定申告時期が近づいています。ここでは、2022年分から変更された確定申告書の様式や納期限などを確認していきます。

## ◆ 様式の主な変更点

### (1) 申告書様式は1種類に集約

これまで、サラリーマンや年金受給者など一定の所得の方が、確定申告書を簡単に作成できるように用意されていた「申告書A」が廃止され、これまでの「申告書B」をベースとした様式に一本化されています。



### (2) 修正申告をする際の様式(第5表)の廃止

申告をした税額が実際よりも少なかったときに正しい税額とする場合は、法律で定められた申告期限(以下、法定申告期限)内であれば、確定申告書を再度作成して提出をすることで、申告内容等が都度上書きされ、税額を正すことができます。他方、法定申告期限後は「修正申告」の手続を行います。この場合、これまででは、修正申告用の第五表が必要でしたが、この様式が廃止されました。

したがって、2022年分以降においては、修正申告をする場合には、基本的に通常の第1表と第2表を使用すればよいことになります。

### (3) 振替納税継続希望欄の新設(第1表)

これまで、振替納税利用中に納税地が異動した場合には、再度、異動した納税地の所轄税務署に振替納税申請をする必要がありました。この手続きについて、引き続き振替納税を希望するときは、この新設された振替納税継続希望欄に「○印」を付すことで、手続きが不要となりました。



### (4) 退職所得のある配偶者又は扶養親族の氏名等の新設(第2表)

退職所得(源泉徴収されたものに限る。以下同じ)のある配偶者又は親族等の退職所得を除いた合計所得金額が48万円以下(配偶者は133万円以下)となる場合に、該当者の情報を記入することで個人住民税の申告が不要となりました。

## ◆ その他の変更点

・業務に係る雑所得の収入金額に応じた帳簿・書類等の作成・保存等

前々年分(2022年分の申告は2020年分)の業務に係る雑収入の金額が、以下の表のそれぞれの区分に応じて保存等の義務が生じています。

収入区分	帳簿・書類等の作成保存義務
① 300万円を超える場合	・現金預金取引等関係書類(作成・受領した請求書、領収書その他書類)を5年間保存すること
② 1,000万円を超える場合	・上記①の書類に加えて、その年分の確定申告書に収支内訳書(一般用)を添付すること

## ◆ 法定納期限と口座振替日

2022年分の所得税と消費税(地方消費税を含む。以下同じ)の確定申告に係る法定納期限・口座振替日は、下表のとおりです。

	法定納期限	口座振替日
所得税	2023年3月15日(水)	2023年4月24日(月)
消費税	2023年3月31日(金)	2023年4月27日(木)

(※)課税期間の特例適用者は、特例期間に応じた法定納期限・振替日



## 2023年1月～3月度の税務スケジュール

内容	期限
前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納期限 1月10日(火)
前年下期分源泉所得税の納付(納期特例)	納期限 1月20日(金)
前年11月決算法人の確定申告 (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)	申告期限 } 納期限 } 1月31日(火)
2、5、8、11月決算法人の3月毎の期間短縮に係る確定申告(消費・地方消費税)	
法人・個人事業者の1月毎の期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
5月決算法人の中間申告(半期分) (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)	
消費税の年税額が400万円超の2月・5月・8月決算法人の3月ごとの中間申告	
消費税の年税額が4,800万円超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月毎の中間申告(消費税・地方消費税)(9月決算法人は2ヶ月分)	
固定資産税の償却資産に関する申告	
支払調書の提出・給与支払報告書の提出	
個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)	

内容	期限
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納期限 2月10日(金)
前年12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	申告期限 } 納期限 } 2月28日(火)
3・6・9・12月決算法人の3月毎の期間短縮に係る確定申告(消費税等)	
6月決算法人の中間申告(半期分)(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)	
法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費・地方消費税)	
消費税年税額が400万円超の3・6・9月決算法人の3月毎の中間申告(消費税等)	
消費税年税額が4,800万円超の11・12月決算法人除く法人の1月毎の中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>	
固定資産税(都市計画税)の納付(第4期分)	

内容	期限
2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納期限 3月10日(金)
前年分所得税の確定申告、所得税確定損失申告書の提出、前年分贈与税の申告	申告期限 } 納期限 } 3月15日(水)
前年分所得税の総収入金額報告書の提出、確定申告税額の延納の届出書の提出	
国外財産調書の提出、個人都道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告	
1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	申告期限 } 納期限 } 3月31日(金)
個人事業主の前年分の消費税・地方消費税の確定申告	
1・4・7・10月決算法人及び個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
7月決算法人の中間申告(半期分)(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費・地方消費税)	
消費税年税額が400万円超の4・7・10月決算法人の3月ごとの中間申告	
消費税年税額が4,800万円超の12・1月決算法人を除く法人の1月毎の中間申告(消費税・地方消費税)(11月決算法人は2ヶ月分)	

## 今月の名言録

### 夢を描き続ける



私は自分を「夢見る夢夫」と呼んでいます。  
途方もない夢を描く癖があるからです。際限のない夢を次から次へと描いて、想像の中で事業を展開していくのです。

すぐには夢を実行に移しません。頭の中で猛烈に描き続けるのです。  
実際には手を出さないで、一年も二年も夢のシミュレーションを続けるのです。  
これは、強い願望と置き換えてもいいでしょう。

すると、遊んでいるときでも、願望が頭の中に入っていますので、たとえば、町を歩くときでも、自分の考えていることに  
関連するものが、強烈な印象で飛び込んできます。あるいは、宴席の場でも、夢の実現に欠かせない、  
自分が欲しいという人材が目にとまる場合があります。

もし、強い願望がなければ、これらはただ通り過ぎていったものかもしれません。

何でもない現象の中に、素晴らしいチャンスが潜んでいます。しかし、それは、強烈な目的意識を持った人の目にしか  
映らないものなのです。

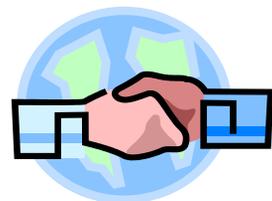
目的意識のない、うつろな目には、どんな素晴らしいチャンスも見えることはありません。

(「心を高める、経営を伸ばす」 稲盛和夫著 PHP研究所)

### 無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がお見えでしたら、  
お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、  
必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

## ASAKからのお知らせ

繁忙期につき2ヶ月間お休みです！ 次は4月発行

次号のInsight Review(Vol. 195)は、業務上の都合により2ヶ月のお休みをいただき、2023年4月1日の発行を  
予定しています。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

### 事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022  
愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階  
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167  
<http://www.asaoka-kaikei.com>

【四日市オフィス】 〒510-0105  
三重県四日市市楠町南川8-1  
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

